

## 坂井市都市公園条例

平成18年3月20日

条例第126号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 この条例を適用する都市公園の名称及びその設置場所は、別表第1のとおりとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

( 行為の禁止 )

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を掲示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は駐停車させること。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。

( 利用の禁止又は制限 )

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

( 公園施設の設置若しくは管理の許可の申請書の記載事項 )

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事実施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 都市公園の復旧方法
  - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 管理の目的

- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項  
(公園の占用許可の申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

2 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの  
(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(管理の委託)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長は、霞ヶ城公園の管理を財団法人丸岡町公共施設等管理公社に、丸岡運動公園の管理を財団法人丸岡体育振興事業団に、丸岡情報団地公園の管理をソフトパークふくい協同組合に委託する。

(有料公園施設)

第11条 有料公園施設は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 その他有料公園施設の使用等については、別に定める。

( 使用料 )

第 1 2 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は前条の施設を使用する者は、別表第 2 又は別表第 3 に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、別表第 3 により難いときは、その都度市長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- ( 1 ) 公用、公共用又はこれらに準ずる用に供するとき。
- ( 2 ) 営利以外の目的で一時使用するとき。
- ( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が減免を適当と認めたとき。

( 監督処分 )

第 1 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- ( 1 ) この条例又はこの条例の規定による処分に違反している者
- ( 2 ) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- ( 3 ) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- ( 1 ) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- ( 2 ) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- ( 3 ) 都市公園の管理上の理由以外の理由により公益上やむを得ない必要が生じた場合

( 届出 )

第 1 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- ( 1 ) 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事が完了したとき。
- ( 2 ) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(使用料の納付)

第15条 使用料は、使用前に納入通知書により納付しなければならない。ただし、使用の期間が1年を超える場合においては、1箇年分ずつ分納することができる。

2 使用料が年額又は月額で定められているもので、使用の月数又は日数に端数が生じたときは、月割又は日割計算により算出する。

(還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第13条第2項の場合は、原状を回復した後に既納料金の全部又は一部を還付する。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第17条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第18条 第3条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第19条 この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第18条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(第18条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者

(3) 第13条第1項又は第2項(第18条においてこれら規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第21条 詐欺その他不正な手段により使用料の納付を免れた者に対して、その納

付を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第23条 法第5条の3の規定により公園管理者に代わってその権限を行う者は、第20条及び第21条については、公園管理者とみなす。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の三国町都市公園使用条例(昭和50年三国町条例第9号)、丸岡町都市公園条例(昭和50年丸岡町条例第15号)、春江町都市公園条例(昭和51年春江町条例第15号)又は坂井町都市公園条例(昭和63年坂井町条例第4号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

( 罰則に関する経過措置 )

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第1（第2条関係）

名 称	設 置 場 所
三国中央公園	坂井市三国町中央一丁目地内
味坂公園	坂井市三国町緑ヶ丘二丁目地内
桜谷公園	坂井市三国町山王六丁目地内
滝谷公園	坂井市三国町滝谷三丁目地内
新保緑園公園	坂井市三国町新保地内
真砂山公園	坂井市三国町宿一丁目地内
中元公園	坂井市三国町山王二丁目地内
三国運動公園	坂井市三国町運動公園一丁目地内
米ヶ脇公園	坂井市三国町米ヶ脇五丁目地内
岩崎公園	坂井市三国町山王四丁目地内
青空第1公園	坂井市三国町運動公園一丁目地内
青空第2公園	坂井市三国町運動公園二丁目地内
青空第3公園	坂井市三国町運動公園二丁目地内
西谷公園	坂井市三国町西谷地内
松原公園	坂井市三国町新保地内
代官山公園	坂井市三国町池上地内
三国東みなみ公園	坂井市三国町三国東三丁目地内
新宿みなみ公園	坂井市三国町新宿一丁目地内
新宿なか公園	坂井市三国町新宿二丁目地内
三国東きた公園	坂井市三国町三国東一丁目地内
新宿きた公園	坂井市三国町新宿二丁目地内
三国東なか公園	坂井市三国町三国東二丁目地内
霞ヶ城公園	坂井市丸岡町霞町1丁目59番地
霞ヶ丘公園	坂井市丸岡町霞ヶ丘3丁目19番地
一本田公園	坂井市丸岡町一本田6字25番地 坂井市丸岡町一本田5字72～80番地

丸岡朝陽公園	坂井市丸岡町朝陽1丁目226番地
西瓜屋公園	坂井市丸岡町西瓜屋5字37番地
東陽公園	坂井市丸岡町東陽1丁目63番地
今福公園	坂井市丸岡町今福18字3番地
城北第2公園	坂井市丸岡町城北2丁目32番地
城北第1公園	坂井市丸岡町城北6丁目14番地
丸岡運動公園	坂井市丸岡町内田14字1～12番地 坂井市丸岡町内田16字1～7番地
寅国公園	坂井市丸岡町寅国3字10番地
北横地公園	坂井市丸岡町北横地1丁目47番地
丸岡情報団地公園	坂井市丸岡町熊堂3字1の6番地5、2の22番地 6、6の1番地6、7の1番地17、7の1番地29
春江中央公園	坂井市春江町随応寺22
江留上旭公園	坂井市春江町江留上旭4 1
昭和公園	坂井市春江町江留上昭和4 8、大和4 5
新町公園	坂井市春江町江留上新町216
江留下公園	坂井市春江町江留下屋敷119
亀ヶ久保公園	坂井市春江町為国亀ヶ久保55
中筋第1公園	坂井市春江町中筋大手151
中筋第2公園	坂井市春江町中筋北浦51
中筋第3公園	坂井市春江町中筋春日85
境大和公園	坂井市春江町境元町27 20 1
西太郎丸公園	坂井市春江町西太郎丸18 13 47
江留中第1公園	坂井市春江町江留中28 6 31、7 11
江留中第2公園	坂井市春江町江留中29 5 58
江留中第3公園	坂井市春江町江留中30 6 2
日の出公園	坂井市春江町江留上日の出6 23
本堂公園	坂井市春江町本堂16 36 19



緑公園	坂井市春江町江留上緑 4 1
いちい野北公園	坂井市春江町いちい野北803
平成公園	坂井市春江町為国平成18
三ツ屋公園	坂井市春江町中筋三ツ屋905
田端公園	坂井市春江町田端36 22 15
西太郎丸矢島公園	坂井市春江町西太郎丸 3 16 3
高江京町公園	坂井市春江町高江京町 2 1 118
上小森室町公園	坂井市春江町上小森 1 4 5
西長田木船公園	坂井市春江町西長田15 46 16
春日野第 1 公園	坂井市春江町千歩寺32 1 3
春日野第 2 公園	坂井市春江町千歩寺35 5 5
境公園	坂井市春江町境上町 3 2
藤鷲塚公園	坂井市春江町藤鷲塚 2 3 19
為国公園	坂井市春江町為国西の宮27
沖布目豊島公園	坂井市春江町沖布目40 7 57
金剛寺美幸公園	坂井市春江町金剛寺 4 125
江留上公園	坂井市春江町江留上錦207
いちい野公園	坂井市春江町いちい野801
JR春江駅前公園	坂井市春江町中筋 2 1 4
文化の森公園	坂井市春江町西太郎丸15 22
福町公園	坂井市春江町田端34 1 37
いちい野中央公園	坂井市春江町いちい野中央504
新庄第 1 公園	坂井市坂井町新庄 1 丁目136番地
朝日公園	坂井市坂井町朝日 3 丁目15番地
新福島公園	坂井市坂井町福島 6 字21番地
新庄第 2 公園	坂井市坂井町新庄 2 丁目308番地
北宮領公園	坂井市坂井町宮領38字 1 番地11

宮領公園	坂井市坂井町宮領43字3番地1
東十郷中央公園	坂井市坂井町長畑22字17番地1
東荒井公園	坂井市坂井町東荒井13字3番地
木部ふれあい公園	坂井市坂井町東荒井13字4番地

## 別表第2（第11条、第12条関係）

## 有料公園施設

	都市公園の名称	有料公園施設の名称
1	三 国 運 動 公 園	健康管理センター
		多目的競技場
		陸上競技場
		野球場
		テニス場
		ゲートボール場
		屋内温水プール
2	丸 岡 情 報 団 地 公 園	テニス場
3	霞 ヶ 城 公 園	屋内球技場
4	丸 岡 運 動 公 園	グラウンド
		テニス場
		多目的屋内スポーツセンター
5	江 留 上 公 園	グラウンド
6	東 十 郷 中 央 公 園	グラウンド
		テニス場
		ゲートボール場

(使用料)

## 1 三国運動公園

## (1) 健康管理センター

区 分		使 用 料		
階別	室 名	9 : 00 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 16 : 30	9 : 00 ~ 16 : 30
1 階	青少年スポーツ教室 兼視聴覚室	1,500円	2,000円	3,500円
2 階	健康相談室兼休養	1,500円	2,000円	3,500円
	会議室	1,000円	1,500円	2,500円
	和室研修室	3,000円	4,000円	7,000円

備考 市外者(市内在住又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、  
上記金額の2倍に相当する額とする。

## (2) 多目的競技場

区 分		使 用 料	
スポーツ・レク レーション等の ために使用	競技場使用料	全面	1,000円 / h
		半面	500円 / h
	照明施設使用料 (使用料含む。)	全面(サイド有)	2,500円 / h
		全面(サイド無)	2,200円 / h
		半面	1,100円 / h
		サイドライン全灯	1,300円 / h
上記以外の目的 として使用	競技場使用料	市長が別に定める。	
	照明施設使用料	市長が別に定める。	

備考 市外者(市内又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上  
記金額の2倍に相当する額とする。

## (3) 陸上競技場

区 分		使用料（1時間当たり）
専用使用	入場料を徴収しない場合	1,000円
	入場料を徴収する場合	3,000円
個人使用	1回につき1人	200円

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (4) 野球場

区 分	使 用 料		
有料試合	施設使用料	1時間当たり	3,000円
	照明施設使用料	1時間当たり 全灯	33,000円
無料試合及び練習	施設使用料	1時間当たり	1,000円
	照明施設使用料	1時間当たり 全灯	8,000円
	照明施設使用料	1時間当たり 2 / 3 灯	7,500円
	照明施設使用料	1時間当たり 1 / 3 灯	6,500円

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (5) テニス場

区 分	使 用 料	
テニスコート	1面（照明無）	400円 / h
	1面（照明有）	600円 / h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (6) ゲートボール場

区 分		使 用 料
屋内	1面(照明無)	300円/h
	1面(照明有)	400円/h
屋外	1面(照明無)	200円/h
	1面(照明有)	400円/h

備考 市外者(市内又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (7) 屋内温水プール

## 【屋内温水プール施設】

(単位:円)

区 分		1 回	回数券(11回)	月 額
個人用	中学生以下	100	1,000	1,200
	一般	200	2,000	2,400
団体	中学生以下	1回につき 80		
	一般	1回につき 160		
専用使用の場合		25メートルプール 1コース 1回(2時間)につき 3,000		

備考 1 専用使用については、状況により許可しないことがある。

2 団体使用は、30人以上とする。

## 2 丸岡情報団地公園

## (1) テニス場

区 分		使 用 料
テニスコート	1面(照明無)	400円/h
	1面(照明有)	900円/1.5h

備考 市外者(市内又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## 3 霞ヶ城公園

## (1) 屋内球技場

区 分	使 用 料
場	100円 / h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## 4 丸岡運動公園

## (1) グラウンド

区 分	使 用 料	
野球用	（照明無）	500円 / h
	（照明有）	3,500円 / 1.5h
ソフトボール用	（照明無）	500円 / h
	（照明有）	2,000円 / 1.5h
多目的用	（照明無）	1,000円 / h
	（照明有）	5,500円 / 1.5h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (2) テニス場

区 分	使 用 料	
テニスコート	1面（照明無）	400円 / h
	1面（照明有）	900円 / 1.5h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (3) 多目的屋内スポーツセンター

区 分		使 用 料	
オムニコート	全面	(照明無)	1,600円 / h
		(照明有)	2,000円 / h
	半面	(照明無)	800円 / h
		(照明有)	1,000円 / h
	1 / 4 面	(照明無)	400円 / h
		(照明有)	500円 / h
会議室		100円 / h	
シャワー室	1人	100円 / 回	

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## 5 江留上公園

## (1) グラウンド

区 分		使 用 料
グラウンド	(照明無)	500円 / h
	(照明有)	2,800円 / 1.5h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## 6 東十郷中央公園

## (1) グラウンド

区 分		使 用 料
グラウンド	(照明無)	500円 / h
	(照明有)	1,300円 / h

備考 市外者（市内又は坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。



## (2) テニス場

区 分		使 用 料
テニスコート	1面(照明無)	400円/h
	1面(照明有)	600円/h

備考 市外者(市内又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## (3) ゲートボール場

区 分		使 用 料
ゲートボール場	1面(照明無)	200円/h
	1面(照明有)	400円/h

備考 市外者(市内又は坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。

## 別表第3（第12条関係）

## 1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行 為	単 位	金 額	摘 要
興行	1日につき	5,000円	
業としての写真又は映画撮影	1日につき 1日につき写真機1台	映画 5,000円 写真 100円	
業として競技会展示会その他これらに類する行為	1日につき	500円	
物品の販売、募金その他これらに類する行為	従業員1人1日につき	100円	

## 2 都市公園を占用する場合

占 用 物 件	単 位	金 額	摘 要
電柱その他これらに類するもの	1本1年につき	1,500円	
その他	1平方メートル1月につき	150円	

## 3 公園施設を設ける場合

公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	摘 要
売店、飲食店その他これらに類する施設	1平方メートル1月につき	150円	
駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設	1平方メートル1月につき	15円	